

## 福祉有償運送についてよくある質問

### 1 利用者（旅客）について

	質問	回答
1	誰でも受け入れることはできますか。 利用者（旅客）の要件はありますか。	<p>福祉有償運送とは、 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、下記の旅客の要件イ～トに該当する方のうち、お一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方、かつ当該運送主体に会員として利用登録されている方に対して行う原則ドアツードアの個別輸送サービスです。</p> <p><u>お一人でバスや電車、タクシー等の公共交通機関を利用できる方は利用できません。</u></p> <p>団体は、運営協議会で協議を調えた旅客の範囲内で、利用者（旅客）を受け入れることができます。</p> <p><b>【旅客の要件】</b></p> <p>イ：身体障害者手帳をお持ちの方                      口：精神障害者手帳をお持ちの方                      ハ：愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方                      ニ：要介護認定を受けている方                      ホ：要支援認定を受けている方                      ヘ：基本チェックリストに該当する方                      ト：その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、難病、その他の障害を有する方</p>
2	要支援の認定を受ければ、全員対象になりますか。	<p><u>要支援認定を受けている方であっても、お一人でバスや電車、タクシー等の公共交通機関を利用できる方は利用できません。</u></p> <p>契約をする際に、申込をされる方の身体状況を確認してください。</p> <p>公共交通機関を利用できない理由を団体できちんと把握、記録をしてください。</p>
3	利用者（旅客）が増えました。 ① どのような手続きが必要ですか。	<p>① 登録している旅客の範囲内での利用者（旅客）が増えただけであれば、手続きは不要です。旅客の名簿等、団体で適切に管理を</p>

	<p>② 登録のない旅客の範囲の利用希望がありました。運営協議会等の手続きは必要ですか。</p>	<p>してください。</p> <p>② 必要です。</p> <p>登録している旅客の範囲ではない利用者（旅客）から利用希望があった場合は、運営協議会へ「<b>変更登録</b>」申請が必要です。<b>運営協議会で協議を調えた後、利用者（旅客）を運送することができます。</b></p> <p>運営協議会の開催日程等については、横浜市へお問い合わせください。</p>
4	<p>運送しようとする利用者（旅客）に要支援とその他の障害者はいないのですが、登録を受けようとする場合、その区分を含めて申請することはできますか。</p>	<p>福祉有償運送の必要性については、身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者及びその他の障害者の区分ごとに旅客の障害状況等の様子を踏まえて判断することが必要であるため、<b>申請日において該当する者がいない区分は申請することができません。</b></p>
5	<p>登録時に該当者がいなくても、準備が整っていれば範囲の登録をすることができるか（○を付けることができるか）</p>	<p>運営協議会で「<b>変更登録</b>」の協議を諮ってください。</p> <p>申請日において、該当する者がいない区分は申請することができないため、<b>直近でその区分に該当する旅客が入る見込みがある場合に限り、その挙証書類等をお示しいただいた上で協議会に諮ってください。</b></p> <p>協議が調った後、該当する旅客の範囲の項目に○をつけることができます。</p>
6	<p>その他の障害を有する者はどのような場合の人が該当するか</p>	<p>肢体不自由や内部障害、（障害者手帳がない）知的障害や精神障害、学習障害、自閉症などが該当します。また難病も「ト：その他の障害を有する方」に含まれます。</p>
7	<p>その他の障害を有する者に該当者がいた場合、提出する書類はなんですか。</p>	<p>該当する利用者の身体状況や病歴、福祉有償運送を必要とする理由を記載した書類（様式は問いません）を旅客名簿と共に提出してください。</p> <p>その内容を運営協議会等に報告します。</p>
8	<p>運送の際に家族を同乗させることはできますか。</p>	<p><b>付き添いとして家族等を同乗させることは可能です。</b></p>

## 2 車両について

	質問	回答
1	福祉有償運送に使用する車両に制限はありますか。	福祉有償運送に使用できる車両は、乗車定員が11人未満のもので、 ① 寝台車（車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車） ② 車いす車（車いすの利用者がそのまま車内に乗り込むことが可能なスロープ又はリフト付きの自動車） ③ 回転シート車（リフトアップシートを含む）を備える車両 ④ 兼用車（ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車） ⑤ セダン型自動車
2	運転者が車両を持ち込んで、福祉有償運送を行うことはできますか。	運転者や地元企業、教育機関等が車検証上の使用者となっている車両を使用することは可能です。 福祉有償運送を実施する間は、実施主体（団体）がその自動車の使用権原を有していることが必要です。自動車の使用者との使用承諾書等を交わした後、福祉有償運送に車両を使用してください。
3	任意の自動車損害賠償保険への加入は必要ですか。	<b>必要です。</b> 自動車の運行により生じた旅客（利用者）やその他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、下記の基準に適合する任意保険（共済を含む）契約を締結していることが必要です。 ① 対人賠償：1人につき無制限 ② 対物賠償：1事故につき1,000万以上 ③ 搭乗者傷害を対象にした賠償 ④ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと ⑤ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他制限のないこと ⑥ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること ※ ①②は横浜市の基準です。

		登録後に、基準で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはなりません。
4	使用車両の増車、又は減車がありました。手続きは必要ですか。	<p>「軽微な変更届」の提出が必要です。  <b>変更が発生してから 30 日以内に、必要な添付書類を確認し、変更届一式を提出してください。</b></p> <p>「種類の変更を伴う車両の入替」についても同様です。</p> <p>※「種類の変更を伴う車両の入替」とは例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持込のセダン型車両が軽自動車から普通自動車に変更になった。</li> <li>・(法人) 所有のセダン型車両 (普通自動車) を廃止し、(法人) 所有の車いす車 (普通自動車) に変更した</li> </ul> <p>などです。</p>
5	増車をしました。1 事業所に 5 両以上の車両を配置することになりましたが、協議会等での協議は必要ですか。	<p>協議会での協議の必要はありませんが、<b>有資格の運行管理の責任者の配置が必要になります。</b></p> <p>増車の変更届と併せて、下記の書類をご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運行管理の責任者の就任承諾書</li> <li>② 運行管理の責任者の資格の写し</li> <li>③ 運行管理の体制等を記載した書類</li> </ol> <p>※運行管理の責任者の資格とは、下記のいずれかの資格になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家資格たる運行管理者</li> <li>・運行管理者試験の受験資格を有する者 (基礎講習修了者)</li> <li>・安全運転管理者等の要件を有する者</li> <li>・実務経験 1 年以上 + 一般講習 (旅客) 受講者</li> </ul> <p>上記の運行管理者は、就任した日の属する年度の翌々年度、以後 2 年ごとに「運行管理者</p>

		<p>講習（一般講習・旅客）を受講してください。</p> <p>&lt;6 運行管理の責任者について&gt;も併せてご確認ください。</p>
6	<p>車両を減車しました。 4両以下になった場合、運行管理の責任者の選任は必要ないですか。</p>	<p>必要です。 ただし、運行管理の責任者の資格は求められていません。</p>
7	<p>車両の表示や備えなければならいものはありますか。</p>	<p>【車両の表示】</p> <p>① 運送者の名称（登録を受けた法人名） ② 「有償運送車両」の文字 ③ 登録番号</p> <p>をステッカー、マグネット、ペンキ等による横書きで、車両の両側面に表示しなければなりません。 文字のサイズは<u>一辺5cm以上</u>です。</p> <p>【登録証の携行】 また、登録証の写しを自動車に備えておかなければなりません</p> <p>【車内の表示】※令和5年8月～変更 運送者（団体）は、協議か調った料金表及び運送者（団体）の名称、自動車登録番号を旅客に見えやすいように表示しなければなりません。 <u>（注意）運転者証は廃止されています。</u></p>
8	<p>有効期限が記載されていない車検証でも大丈夫ですか。</p>	<p>自動車検査証記録事項をご用意ください。 福祉有償運送で使用する車両が保安基準に適合していることを有効期限の記載されている車検証や自動車検査証記録事項で確認をしています。</p>
9	<p>使用貸借契約書はどんな場合に提出しなくてはいけないのか。</p> <p>また代表者の車を福祉有償運送に使用する場合、甲と乙が同じ名前になる場合も必要か</p>	<p>該当する車両を増車した場合（軽微な変更届）や更新登録申請時に提出が必要です。</p> <p>車両の名義が法人名ではなく、代表者個人であれば、使用貸借契約書を結ぶ必要があります。また車両名義が別法人であった場合も契約が必要です。</p>

### 3 運転者について

	質問	回答
1	免許があれば、福祉有償運送の運転者になれますか。	運転免許証の種類や乗車する車両によっては、講習の受講等が必要な場合があります。 また第1種運転免許保有者の場合、 <u>その効力が過去2年以内において停止されていないこととされています。</u>
2	必要な講習や資格とはなんですか。	<p>【福祉自動車を運転する場合】</p> <p>① 第2種運転免許保有者</p> <p>② 第1種免許保有者であり、かつ、次の要件のいずれかを備えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣が認定する福祉有償運転者講習を修了していること</li> <li>・ケア輸送サービス従事者研修を修了していること</li> </ul> <p>【セダン型自動車を運転する場合】</p> <p>福祉自動車を運転させる要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること</li> <li>・ケア輸送サービス従事者研修を修了していること</li> <li>・訪問介護員など</li> </ul> <p>※詳細は、横浜市福祉有償移動サービスガイドブックをご確認ください。</p>
3	免許停止処分を受けてしまいました。今後の活動はできますか。	<p>独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診し、運転免許の停止が解除された後でなければ活動を再開することはできません。</p> <p><u>上記は、停止期間を短縮できる「停止処分者講習」とは別の講習ですのでご注意ください。</u></p>

#### 4 運送の区域について

	質問	回答
1	運送の区域として「横浜市」のみ登録をしています。この場合、他都市への運送はできませんか。	発地または着地が「横浜市」であれば運送することができます。 発着地が他都市の場合、該当する区域の運営協議会で協議を諮る必要があり、協議を調べた後、該当する区域で運送を行うことができます。
2	運送の区域が「横浜市」となっている場合は、他都市の人を乗せることはできませんか。	他都市にお住まいの方でも、発地または着地が「横浜市」であれば運送することができます。
3	他都市の運営協議会で協議を調べました。新しい運送の区域を登録証に追加するにはどうすれば良いですか。	横浜市が登録を行っている団体については、横浜市に変更登録申請書類（運送の区域の拡大）と追加する市町村の運営協議会が発行した「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」（原本）及び追加する市町村の運営協議会へ提出した申請書類一式を提出してください。 <b>変更登録手数料（3,000円）を納めていただき、その確認ができ次第、運送の区域を追加（拡大）した自家用有償旅客運送者登録証を発行します。</b>

#### 5 料金について

	質問	回答
1	運送の対価を値上げする場合、どのような手続きが必要ですか。	運営協議会に諮り、協議を調える必要があります。
2	現行の運送の対価の他に、ガソリン代を利用者から収受し、持込み車両の運転者へ支払うことにしたいが、運営協議会等で協議を調える必要はありますか。	協議を調える必要があります。 <b>運送の対価には、通常、ガソリン代も含まれています。</b> 新たにガソリン代を収受するのであれば、運送の対価の変更ということになります。 なお、ガソリン代を含め、運送の対価は、すべて団体の運送収入として計上し、その中から運転者へ支払うようにしてください。
3	運送の対価の目安を教えてください。	<b>運送の対価については、実費の範囲内であること、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であること、などが求められ</b>

		<p>ており、「タクシー運賃の約8割であること」とは、運送の対価の目安として国の通知で示されています。</p> <p>旅客から收受する対価については、運送の対価と運送の対価以外の対価に区分して定められていますが、これは、運送の対価を運送の対価以外の名目で收受することにより、運送の対価の水準を、タクシー運賃の8割であるとするような操作を防止するためです。</p>
4	<p>複数の運送の区域で活動をしています。運送の対価は運送の区域ごとで異なっても良いですか。</p>	<p>運送の対価は、「タクシー運賃の約8割であること」という目安が示されています。</p> <p>各運営協議会等で協議するものですから、運営協議会等ごとに異なっても問題ありません。</p>
5	<p>時間制による運送の対価に加えて、迎車回送料金（車両を乗車地点まで回送する料金）を設定することはできますか。</p> <p>また、時間制の対価の起算点を利用者の乗車時ではなく、出庫時とすることはできますか。</p>	<p>いずれも運営協議会等で協議が調えば可能です。</p> <p>ただし、タクシーの時間制運賃の初乗には、平均的な迎車回送料金の相当分が含まれています。「タクシーの約8割であること」か、判断する際には、時間制の運送の対価に迎車回送料金を加えて比較する必要があります。</p> <p>なお、時間制の運送の対価の起算点を出庫時とし、さらに迎車回送料金も收受することはできません。</p>
6	<p>利用者が（障害福祉サービスの）受給者証を持っています。迎車料等の料金も変わりますか。</p>	<p>障害福祉サービスで算定できる費用（乗降介助等）については、受給者証に記載されている利用者負担割合分の費用を利用者に請求してください。</p> <p>それ以外の介護報酬の範囲外の料金については、福祉有償運送の協議を調えた料金で行ってください。</p>
7	<p>添乗料とは何ですか。どのような場合に発生しますか。</p>	<p>運送にあたって、<b>団体に依頼し、添乗員を付き添わせる場合に係る費用</b>です。</p> <p>【障害福祉サービス利用の場合】</p> <p>① ヘルパー等が1人で対応している場合は、利用者が不安なのでもう一人（ヘルパー）</p>

		<p>をつきたいと申し出があった場合は、福祉有償運送の協議を調えた添乗料で乗車させることができます。</p> <p>② ヘルパー等が2人で対応している利用者の場合は、1人が運転者（介護報酬算定不可）、もう一人（ヘルパー）は障害福祉サービスの算定対象となります。</p> <p><u>（この時は、福祉有償運送で協議を調えた添乗料を利用者に請求できません。）</u></p> <p>家族等が付き添った場合の料金ではありません。家族等が同乗することは可能ですが、家族等の運送の対価を請求することは出来ません。</p>
8	乗降介助を訪問介護や障害福祉サービスの基準で算定していますが、介護報酬とは別に実費で介助料や付添・添乗料を利用者に負担を求めてもいいですか。	<p>求めることはできません。</p> <p><u>介護報酬と福祉有償運送の実費の費用を二重で取ることはできません。</u></p> <p>利用者のケアプランに沿った内容で、介護報酬を算定し、利用者に請求してください。介護報酬で算定できない場合については、福祉有償運送の協議を調えた料金で計算してください。</p>

## 6 運行管理の責任者について

	質問	回答
1	「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）に記載する、運送に係る責任者、運行管理の責任者、整備管理の責任者、運転者、事故対応者、苦情処理責任者、苦情処理担当者は兼務できますか。	<p>輸送の安全や利用者利便を確保するため、それぞれ、<u>専門の要員を置くことが望ましい</u>ですが、<u>困難な場合には兼務することは可能です</u>。</p> <p>ただし、<u>運行管理の責任者が運転者となる場合は、予め選任されている運行管理の責任者の代行者が安全な運転のための確認を行うことにより、運行管理を確実に行うことが必要</u>です。</p>
2	事故処理連絡体制の責任者と代表者は一緒でも問題ないですか。	上記のとおり、兼務することは可能です。
3	運行管理の責任者と整備管理の責任者は一緒でも大丈夫か	上記のとおり、兼務することは可能です。

4	<p>運行管理の責任者と代行者は一緒の人でも問題ないですか。</p>	<p><u>運行管理の責任者がやむを得ず不在にする場合に、運行管理の責任者の業務を行うための代行者</u>です。</p> <p>運行管理の責任者とは別の方を代行者として選任してください。代行者に選任された方は、運行管理の責任者の業務内容を確認して下さい。</p>
5	<p>運行管理の責任者は、どのような資格が必要ですか。</p>	<p>1 事業所に5両以上の車両を配置する場合、下記のいずれかの資格になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家資格たる運行管理者</li> <li>・ 運行管理者試験の受験資格を有する者（基礎講習修了者）</li> <li>・ 安全運転管理者等の要件を有する者</li> <li>・ 実務経験1年以上＋一般講習（旅客）受講者</li> </ul> <p><b>【重要】</b></p> <p>上記の運行管理者は、就任した日の属する年度の翌々年度、以後2年ごとに「運行管理者講習（一般講習・旅客）を受講してください。</p> <p>更新申請時に、運行管理の責任者の資格及び一般講習（旅客）の受講確認をします。 一般講習（旅客）の受講タイミングをしっかりと管理してください。</p>
6	<p>運行管理の責任者の変更があった場合には、どのような手続きが必要になりますか。</p>	<p>届出の必要はありません。</p> <p>ただし、新しい運行管理の責任者が必要な要件を満たしているかどうか、次回の更新登録等で確認することになります。</p>
7	<p>運行管理の責任者はどのような業務ですか。</p>	<p>運行管理の責任者の業務は、道路運送法施行規則で定められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運転者の要件を備えない者に自動車を運転させないこと</li> <li>② 事故等を惹起した運転者や免停以上の処分を受けることになった運転者に適性診断を受診させること</li> <li>③ 乗務前および乗務を修了した運転者に対し、疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な支持を対面により行うよう努め、その内容の</li> </ol>

		<p><b>記録、記録の保存（1年）</b></p> <p>④ 運転者に乗務記録を作成させ、その記録の保存（1年）</p> <p>⑤ 運転者台帳の作成および事務所への据え置き</p> <p>⑥ 事故の記録を作成し、その記録を2年間保存</p> <p>⑦ 運行計画</p> <p>等の業務があります。</p> <p>5両以上の車両を保有する事業所（特定事務所）の運行管理の責任者は、資格が必要です。</p>
8	事故が発生した場合は、運転者はどうしたら良いですか。	<p>運行管理の責任者に報告をしてください。</p> <p>運行管理の責任者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人身事故</li> <li>・ 重大な物損事故</li> <li>・ 乗降介助中の事故</li> </ul> <p>の場合は、運営協議会へ事故報告の提出が必要です。横浜市に速やかに連絡をしてください。</p> <p>その他の事故については、適切に記録を残してください（2年保存）。</p> <p>事故により、運転者が免許停止以上の処分を受けることになった場合は、適性診断の受診等、運行管理の責任者が適切に運転者に指示してください。必要であれば、運転記録証明書等を申請し、運転者の免許の状況を確認してください。</p>
9	苦情処理の責任者と担当者は同じ人が就任しても問題ないですか。	<p>苦情処理の責任者と担当者はそれぞれ別の方を選任してください。</p>
10	利用者（またはその家族）から苦情がありました。横浜市へ報告する必要はありますか。	<p>報告の必要はありません。</p> <p>事業所の苦情処理担当者および責任者は、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た人にたいして、遅滞なく、弁明しなければなりません。</p> <p>また、苦情の申し出を受け付けた場合は、その記録を1年保存しなければなりません。</p>

11	福祉有償運送以外で登録車両を使用する際、アルコールチェックは必要ですか。	福祉有償運送事業以外で使用する車両が5両以上ある場合は、最寄りの警察署へ安全運転管理者の配置の届出が併せて必要です。 安全運転管理者は、運転前後の運転者の飲酒の確認を行う必要があります。 4両以下の事業所の場合も、飲酒の確認および記録をつけることによって、法令違反や事故を防ぐことにつながります。
----	--------------------------------------	--

## 7 整備管理の責任者

	質問	回答
1	整備管理の責任者には、どのような資格が必要ですか。	福祉有償運送の整備管理の責任者については、自動車の点検及び整備に関する知識や技術を有することが望まれますが、特段の資格を求めています。 ただし、使用する車両の乗車定員や台数によっては、道路運送車両法第50条の規定により、整備管理者の選任が必要になる場合があります。

## 8 その他

	質問	回答
1	新規申請や更新登録申請の書類の中に、「運転記録証明書」とあります。証明期間は何のものを用意すればよいですか。	3年または5年のものをご用意ください。
2	横浜市から訪問の案内が届きました。何を準備すれば良いですか。	通知文の裏面に、確認させていただく書類の一覧を記載しておりますのでご確認ください。
3	複数人の利用者（旅客）を運送することは可能ですか。	福祉有償運送は原則個別輸送です。 ただし、通達で示されているような輸送で、運営協議会等に諮り、必要性が認められた場合に限って複数乗車の運送は可能になります。 通達でしめされた複数乗車の事例について、横浜市にお問い合わせください。

4	運営協議会は毎月開催されますか。	年に2～3回の開催になります。 開催に時期については、横浜市へお問い合わせください。 受付期間外に申請書等をご提出いただいても受付できません。
5	軽微な変更届はいつ提出すれば良いですか。	変更が発生してから30日以内にご提出ください。
6	軽微な変更届は、何を提出すれば良いですか。	提出書類は下記のとおりです。 ① 横浜様式6 ② 様式第2-4号 ③ 届出内容に必要な添付書類 <u>※必要な添付書類については、横浜市ホームページやガイドブックに掲載しています。ご確認ください。</u>
7	車両の入替をしました。軽微な変更届について教えてください。 車両の総台数が変わらなければ、変更届は必要ないですか。	【変更届の提出が必要な場合】 例 ・セダン車から福祉車両に変更した。 ・(同じ種類(福祉車両またはセダン等)の車両で) 所有車から持込車に変更した ・(同じ種類(福祉車両またはセダン等)の車両で) 普通車から軽自動車に変更した などは、変更届の提出が必要です。 必要書類については、上記をご確認ください。 【変更届の提出が不要な場合】 同じ種類(福祉車両またはセダン等)の車両で、所有または持込の区分も変更なく、車両の種別(普通車または軽自動車)の変更もない場合は必要がありません。 適切に団体で必要書類を保管してください。
8	実績報告は1年に1回提出しなければなりませんか。	毎年5月末までに前年度の実績報告を提出してください。 様式は横浜市ホームページからダウンロードできます。
9	利用者(子)の親が団体に所属し、運転手になることは可能ですか。 (利用者(子)を運送する場合)	可能です。 利用者(子)を団体のサービス提供として運送する場合は、協議を調えた料金が適用されます。

10	利用者（子）を運送する場合、利用者（子）の料金と運転者の給与はどうなりますか。	利用者（子）が団体のサービスとして福祉有償運送を利用した場合は、協議を調えた料金が適用されます。また、サービスの提供を行った分として、運転者（親）に支払う対価は発生します。 運転者（親）が、運転者としての活動範囲外で、利用者（子）を送迎した場合は、料金や給与は発生しません。
----	---	--